○北海道警察職員の修学部分休業及び高齢者部分休業の取扱いについて

令和３年３月25日

道本務第5167号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

修学部分休業及び高齢者部分休業の取扱いについては、これまで「職員の修学部分休業及び高齢者部分休業の取扱いについて」（平26．４．10道本務第178号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、様式等について所要の見直しを行い、令和３年４月１日以後、次によることとしたので、所属職員に周知し、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

記

第１　修学部分休業及び高齢者部分休業に関する制度の趣旨及び内容

１　制度の趣旨

修学部分休業及び高齢者部分休業に関する制度は、地方分権の進展等に対応した地方公共団体の公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の任用・勤務形態の多様化を図ることを目的として、導入されたものである。

２　制度の内容

⑴　修学部分休業

ア　修学部分休業の承認

職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。）は、警察本部長の承認を受けて、大学その他の教育施設における修学のため、２年以内で、当該職員の１週間当たりの正規の勤務時間の２分の１を超えない範囲内で勤務しないこと（以下「修学部分休業」という。）ができる。

なお、修学部分休業の承認は、必要とされる時間について、５分を単位として行うものとする。

イ　承認の基準

修学部分休業は、大学その他の教育施設における修学が、公務の運営に支障がなく、かつ、職員の公務に関する能力の向上に資すると認められる場合に承認される。

ウ　修学部分休業の失効

修学部分休業の承認は、当該修学部分休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

エ　給与の減額

職員が修学部分休業の承認を受けて１週間の勤務時間の一部について勤務しない場合には、その勤務しない時間について、給与を減額する。

なお、減額の対象となる給与の範囲は、給料の月額、地域手当、特地勤務手当（こ

れに準ずる手当を含む。)、管理職手当、初任給調整手当、特殊勤務手当でその支給額が月額で定められているもの及び寒冷地手当とする。

オ　期末手当の在職期間

期末手当の額の算定の基礎となる在職期間の計算に関し、部分休業取得期間（当該対象期間中の勤務しない時間をいう。以下同じ。）の２分の１を除算する。

カ　勤勉手当の勤務期間

勤勉手当の額の算定の基礎となる勤務期間の計算に関し、部分休業取得期間の全期間を除算する。

キ　修学部分休業の承認の取消し

警察本部長は、修学部分休業をしている職員について、退学、正当な理由がない休学や頻繁な欠席、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

⑵　高齢者部分休業

ア　高齢者部分休業の承認

職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。）は、警察本部長の承認を受けて、55歳に達した日後の日で申請する日から定年退職日までの期間中、当該職員の１週間当たりの正規の勤務時間の２分の１を超えない範囲内で勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）ができる。

なお、高齢者部分休業の承認は、必要とされる時間について、５分を単位として行うものとする。

イ　承認の基準

高齢者部分休業は、公務の運営に支障がないと認められる場合に承認される。

ウ　高齢者部分休業の失効

高齢者部分休業の承認は、当該高齢者部分休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。

エ　給与の減額

⑴のエの事項と同じ。

オ　期末手当の在職期間

⑴のオの事項と同じ。

カ　勤勉手当の勤務期間

⑴のカの事項と同じ。

キ　退職手当の算定

退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算に関しては、部分休業取得期間の２

分の１を勤続期間から除算する。

ク　高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮

警察本部長は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消すことができる。

ケ　高齢者部分休業時間の延長

高齢者部分休業をしている職員は、公務の運営に支障がないと認められるときは、警察本部長の承認を受けて、休業時間（承認を受けた１週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）の延長ができる。

第２　修学部分休業及び高齢者部分休業に関する制度の運用

１　修学部分休業関係

⑴　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の２第１項の「公務に関する能力の向上」とは、職員の能力の向上のうち、公務能率の向上に資するものをいうこと。

⑵　地方公務員法第26条の２第１項の「公務の運営」の支障の有無の判断は、申請に係る期間における職員の業務の内容及び業務量、当該申請に係る期間について当該申請をした職員の業務を処理するための措置の難易等を総合して行うものであること。

⑶　北海道職員等の修学部分休業に関する条例（平成17年道条例第４号）第２条第２項第４号の「これらに準ずる教育施設で任命権者が認めるもの」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める教育施設以外で、職員がその施設において修学することにより公務に関する能力の向上が期待されるものについて、警察本部長が必要に応じて認めるものであること。

⑷　修学部分休業の承認の申請は、修学部分休業の取得を予定している期間の全体についてあらかじめ行うものとすること。

なお、当該修学に係る課程に必要な期間が２年を超えることが明らかな申請については、承認できないものであること。

⑸　年度を通じた修学部分休業の承認の申請を予定する職員は、原則として、修学に当たって、選考試験等がある場合においては当該選考試験等を申し込む前（選考試験等が修学部分休業の承認を受けようとする年度の前年度の12月以降に実施される場合にあっては、当該年度の11月末まで）に、選考試験等がない場合においては当該修学部分休業の承認を受けようとする年度の前年度の11月末までに、修学を予定している教育施設等の名称、休業期間等を記載した修学部分休業申込書（別記第１号様式）を所属長を経由して警察本部長に提出するものとすること。

なお、年度を通じた修学部分休業の承認を申請する場合において、事前に当該修学部分休業申込書の提出がない場合は、原則として認めないものであること。

⑹　修学部分休業の承認を受けようとする職員で、修学部分休業申込書の提出をした者

は、合格等により修学が可能な状況になった場合には、速やかに修学部分休業の承認を申請しなければならない。

⑺　年度に満たない修学部分休業の承認の申請をしようとする職員は、当該修学部分休業の承認を受けようとする期間の初日の３か月前までに、警察本部長に申請する必要があること。

⑻　所属長は、修学部分休業を承認された職員について、年次有給休暇の取得等により修学部分休業の承認を取り消された時間を修学部分休業処理簿（別記第２号様式）により記載するとともに、修学部分休業をした時間を出勤整理簿に整理すること。

⑼　北海道職員等の修学部分休業に関する条例第３条に規定する給与の減額方法については、「給与条例及び支給規則の運用について」（昭44人委第308号）第６の１の⑵の事項から⑹の事項までの例によること。

⑽　北海道職員等の修学部分休業に関する条例第４条第３号に規定する修学部分休業の取消しに係る職員の同意は、別記第３号様式によるものとすること。

２　高齢者部分休業関係

⑴　地方公務員法第26条の３第１項の「公務の運営」の支障の有無の判断は、申請に係る期間における職員の業務の内容及び業務量、当該申請に係る期間について当該申請をした職員の業務を処理するための措置の難易等を総合して行うものであること。

⑵　高齢者部分休業の期間は、当該職員が55歳に達した日後の日で、当該職員が申請した日から当該職員に係る定年退職日（北海道職員等の定年等の関する条例（昭和59年道条例第51号）に規定する定年退職日をいう。）までの全期間とすること。

⑶　高齢者部分休業の承認は、原則として年度を単位とし、承認を受けようとする職員は、当該高齢者部分休業の承認を受けようとする年度の前年度の11月末までに、警察本部長に申請する必要があること。

⑷　所属長は、高齢者部分休業を承認された職員について、高齢者部分休業をした時間を出勤整理簿に整理すること。

　なお、高齢者部分休業は、修学部分休業と異なり、その都度取り消すことはできないものであること。

⑸　北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成17年道条例第５号）第３条に規定する給与の減額方法については、「給与条例及び支給規則の運用について」第６の１の⑵の事項から⑹の事項までの例によること。

⑹　北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例第５条に規定する高齢者部分休業の取消し又は休業時間の短縮に係る職員の同意は、別記第４号様式によるものとすること。

※　別記様式省略